

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
48 多額の繰越金が発生している学校徴収金の事例について(意見事項 教育委員会)	善を要請した。
繰越金残高が必要に多い学校徴収金会計については、適正な繰越残高となるよう、県教育委員会が県立学校に対して適切な指導を行いうよう要望する。	学校徴収金会計に係る事務は、校長の監督のもと校務分掌で定められた所属職員により行われるものであり、校長の裁量の範囲であるが、令和3年5月28日の県立学校長連絡会議の場で改めて「県立学校におけるPTA・積立金会計事務処理の手引」に基づいた事務処理が厳正かつ的確になされよう、周知、徹底を図るとともに、速やかな改善を要請した。
49 公費と私費の区分について懸念される事例について(意見事項 教育委員会)	善を要請した。
本来公費で負担すべき支出を学校徴収金会計から支出していると懸念される事例を見出した場合には、県教育委員会は該当する支出について、公費の適切な予算化を検討するとともに、改めよう適切な指導を行いうことを要望する。	学校徴収金会計に係る事務は、校長の監督のもと校務分掌で定められた所属職員により行われるものであり、校長の裁量の範囲であるが、令和3年5月28日の県立学校長連絡会議の場で改めて「県立学校におけるPTA・積立金会計事務処理の手引」に基づいた事務処理が厳正かつ的確になされよう、周知、徹底を図るとともに、速やかな改善を要請した。
50 適切な監査の実施について懸念される事例について(意見事項 教育委員会)	善を要請した。
学校徴収金会計における私的自治の原則を前提とすると、学校徴収金会計に係る内部での監事監査等が適切に実施されていないことは重要な問題であるため、そのような事例を発見した場合は、県教育委員会は県立学校に対して適切な監査が実施されるよう指導することを要望する。	令和3年5月28日の県立学校長連絡会議の場で改めて「県立学校におけるPTA・積立金会計事務処理の手引」に基づいた事務処理が厳正かつ的確になされよう、周知、徹底を図るとともに、速やかな改善を要請した。
51 学校徴収金に係る会計単位の簡素化を検討すべきと考えられる事例について(意見事項 教育委員会)	善を要請した。
学校徴収金に係る会計単位を必要に多く設定することは、保護者負担軽減の観点から望ましくないため、県教育委員会は県立学校に対して、必要性に疑義のある学校徴収金会計を整理するよう指導することを要望する。	学校徴収金会計に係る内部での監査等については、各学校で定めている規定に基づき、校長の監督により実施されるものであるが、令和3年5月28日の県立学校長連絡会議の場で改めて「県立学校におけるPTA・積立金会計事務処理の手引」に基づいた事務処理が厳正かつ的確になされよう、周知、徹底を図るとともに、速やかな改善を要請した。
52 教職員の賃質向上のため各学校において実施される教職員に対する研修などについて、実施状況を把握するよう求める。(意見事項 教育委員会)	善を要請した。
県教育委員会では、教職員に対する研修を各学校に委ねており、具体的な研修内容や参加者等の実施状況を全体として把握をしていない。全ての教職員がいじめ対策について、正しい知識と対応方法を習得するよう、県教育委員会において、各学校における教職員に対する研修等の実施状況を把握し、適切な研修等がなされているかを検証し、不十分な場合には改善を求める等の取組をしていくよう要望する。	学校徴収金会計に係る事務は、校長の監督のもと校務分掌で定められた所属職員により行われるものであり、校長の裁量の範囲であるが、令和3年5月28日の県立学校長連絡会議の場で改めて「県立学校におけるPTA・積立金会計事務処理の手引」に基づいた事務処理が厳正かつ的確になされよう、周知、徹底を図るとともに、速やかな改善を要請した。
53 いじめに関する相談や通報を受け付けるための相談窓口の周知方法を多様化することを要望する。(意見事項 教育委員会)	善を要請した。
山梨県総合教育センターにおいて、いじめに関する相談窓口として、「いじめ・不登校ホットライン」を開けて、児童生徒からの相談を24時間体制で受け付けており、各学校におけるチラシの掲示や、全高校1年生への相談カードの配付、ホームページ上の掲載などの方法で生徒等へ周知を図っているが、各学校のホームページにいじめの相談窓口を掲載したり、各学校により策定されている「いじめ防止基本方針」に、いじめを経験したり、発見した場合の相談方法等について記載するなど、いじめの発見の契機を増やすことに努めるよう要望する。なお、各学校のホームページに、いじめ防止基本方針が掲載されていない、あるいは、今後掲載するとされている学校があることから、早期に掲載することを要望する。	令和3年4月までに、すべての県立高等学校のホームページに「いじめ防止基本方針」を掲載した。
54 いじめにつながる可能性のあるインターネット上の不適切なサイトや書き込みの実態把握に向けた検討を進めることを要望する。(意見事項 教育委員会)	善を要請した。
県教育委員会では、いじめ防止対策として「インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の対策」を掲げている。実的な現組として、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態を把握することとされているが、実施するには至っていない。実態を把握する方法や態勢、人員の配置、備品の整備等、実施するまでの課題は多いが、実現に向けた検討を進めていくことを要望する。	令和2年度に実施県へ、費用・人員配置、実施期間・委託先企業等の聞き取りを行った。引き続き実施に際しての費用や人員配置等の課題や実態を把握し、検討を進めていく。
(5) 教職員の不祥事対策について	善を要請した。

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>55 各高等学校での研修について、山梨県教育委員会において、実施状況・実績などの確認をすべきである。（意見事項 教育委員会）</p> <p>県教育委員会では、教職員の服務規律の確保等を目的として、各高等学校に対し、毎年度当初に教職員対象の研修の場を設けるよう要請し、当該年度の研修等実施計画等の報告を受けているが、各学校から研修の実施の有無、実績等の報告は受けおらず、教職員に対する服務規律の確保に関する取組の検証ができない実状どなっている。そこで、研修計画に基づいて、各学校に指導に応じて、研修の内容等について、各学校に指導する態勢を整えるよう要望する。</p>	<p>教職員に対する服務規律の確保に関する取組の検証を行うため、令和3年度以降は、研修の実施状況を報告するよう義務づけた。各校の研修の内容について検証するとともに、必要に応じて各校に指導を行うこととした。</p>
<p>56 懲戒処分等に当たっての手続の拡充を図り、規程等を整備すべきである。（意見事項 教育委員会）</p> <p>教職員の懲戒処分を行う際には、対象の教職員に対し、告知・聴聞の機会を設けることはもちろんのこと、当該手続を規程等に明記する等、手続に遺漏がないように努めるよう要望する。</p> <p>(6) 暴力行為等の問題行動に対する対策</p> <p>過去3ヶ年度において、問題行動のうち、器物損壊などが生じたときは、本人あるいは保護者に対して、損害賠償を求めている事例はなく、可能な限り損害賠償請求（民法709条）を行ふことを検討すべきである。（意見事項 教育委員会）</p> <p>過去3ヶ年度において、問題行動のうち、器物損壊は計15件発生しているが、本人あるいは保護者に対して、損害賠償を求めている事例はなく、適切な公物管理の観点や生徒（本人以外の生徒も含む）に対する規範意識の定着を図る観点から、損害賠償請求をするべきである。具体的には、各学校の判断に任せることなく、県教育委員会において、各事例について詳細に検討し、できるだけ報告の回復がなされるよう、損害賠償請求について検討するよう要望する。</p> <p>58 学校において問題行動が発生した場合で、対教師暴力により教師に肉体的・精神的な損害が生じた場合は、個別に内容を検証して、適切な対処をしていくことを検討すべきである。（意見事項 教育委員会）</p> <p>学校において暴力行為等問題行動が発生し、対教師暴力であれば、教師に対する職場の安全配慮義務違反として、県が教師から責任を問われる可能性がある。また、当初の対応方法のあり方がそ</p>	<p>教職員の懲戒処分を行う際は、あらかじめ対象者から意見等を聴取し、教育委員会へ提出された懲戒審査会での審査を経た上で行なわれる。他都道府県教委の規程の状況等も確認しながら、内容の明記について引き続き検討していくこととした。</p> <p>教職員の懲戒処分を行う際は、あらかじめ対象者から意見等を聴取し、教育委員会へ提出された懲戒審査会での審査を経た上で行なわれる。他都道府県教委の規程の状況等も確認しながら、内容の明記について引き続き検討していくこととした。</p> <p>59 過去の滞納分について、法的措置を含む適切な対応が必要である。（指摘事項 教育委員会）</p> <p>修学奨励金の貸付債権は、当事者間の合意によって生じる私債権であると解され、滞納者に対しては、いすれも支払督促、訴訟などの法的措置を探っていない。既に破産開始決定を受けている者等、債権の徴収が不可能となっている場合は、速やかに不納欠損処理を行うべきである。</p> <p>60 運帯保証人に對し、貸付（予定）金額を明示すること（意見事項 教育委員会）</p> <p>修学奨励金の貸付申込時に、貸付希望者から誓約書の提出を受け、運帯保証人2名の署名・捺印を求めているが、当該誓約書には、貸付（予定）金額の明示がない。また、一度誓約書の提出があり、翌年度以降も貸付を希望する場合、運帯保証人から再度誓約書を取っておらず、運帯保証人は貸付金額が最終的にどのくらいになるのか想定できないおそれがある。したがって、誓約書の提出時点で、本人の貸付（予定）金額あるいは、返済額の想定される最大金額を明示することが望ましい。</p> <p>(8) 教職員の勤務時間の管理について</p> <p>61 有給休暇の取得状況について(意見事項 教育委員会)</p> <p>教職員の有給休暇取得状況は、各学校でバラつきがあることから、取得の推進にあたっては、一人当たりの休暇取得状況を分析し、教職員の配置が適正であつたか評価を行うとともに、学校の風土について踏み込んで調査することが有用であり、このような学校毎の比較を公開する事は、学校自ら改善を進めるために一定の助長効果があると考える。また、将来的には有給休暇取得率の数値目標について、取得状況を踏まえ、再度設定することも必要と考える。</p> <p>現在も対教師暴力が発生した場合は県教育委員会にて速やかに報告されており、教育委員会から学校に対して状況の聞き取りを行い、適切な対応を指導するなど必要</p>

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>委員会</b> 教職員の出退勤時刻の把握は、全教員に配備されているパソコンに勤怠管理のソフトが入っており、出退勤時にパソコンにログイン・ログオフすることで、自動的に出退勤時刻が記録されるという方法によって行われているが、アンケート調査では、依然で行われているという回答があった。全教員について、パソコンソリューションにより、勤務時間の把握をすることとし、学校外での活動等により出勤した場合でも、適正な勤務時間把握ができるような方策を検討するよう要望する。	(9) 財産管理について 63 県立学校における公有財産の新築による台帳への反映について(指摘事項・教育委員会) 令和元年度に新築した公有財産である青洲高等学校の校舎等について、年度末の処理で公有財産台帳への登載が漏れていた。公有財産の現況を適切に表示しているとはいえ、適切な事務処理の執行をされれば、「公有財産台帳」の提出期日を設定したり、年度末の処理において公有財産の異動についてのチェック体制を構築する等、業務フローを見直し、公有財産台帳の管理が適切に機能するよう改善されたい。
<b>64 県立学校における備品の現品確認について(指摘事項・知事部局・教育委員会)</b> 県立学校における備品管理について、県財務規則等に基づき、毎年3月1日を基準日として備品原簿と現物を照合し、現物の状況を備品原簿に反映させることとしている。しかしながら、笛吹高等学校において、光学顕微鏡の廃棄処理漏れ等があるなど、適切に運用されているとは言い難く、その管理方法について改善されたい。また、備品の現品確認の具体的な方法を策定し、その実効性を高めることを実施されたい。	(知事部局) 毎年、財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認についての通知を行ない、現品確認の実施について周知しているが、県立学校における現品確認の実効性を高めるため、確認に使用する調査票の例示、確認結果必要となる処理の方法など、実施方法をより具体的に示すように改善を図ることとおり、備品管理の重要性について、校長はじめ物品管理に携わる者に対しても意識の向上が図られるよう、改めて指導していく。 (教育委員会) 備品原簿と現物が一致するよう受け入れ処理、乘却処理を行った。今後は、財務規則に則した適切な備品管理制度を行っていく。 教育委員会では、県立学校等に対し、財務規則に則した「現品確認作業フロー」及び「物品調達システム処理事例」を示した通知を発出し、備品管理を徹底するよう指示した。 今後も、適切な事務処理が行われるよう指導していく。
<b>65 備品の返納棄却処理について(意見事項 知事部局・教育委員会)</b> 笛吹高等学校では、令和元年度において発見された現品確認において発見された現品確認において判断した棄却処理が多岐存在しており、日々の返納・棄却処理の機能が不十分な可能性がある。配資換え、廃棄等の管理体制を見直し、備品管理の実効性を高める改善を要望する。	(知事部局) 毎年行っている財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認についての通知を行ない、現品確認の実施について周知しているが、県立学校の備品の返納棄却処理を設定するとともに、随時の進捗管理を行うための公有財産台帳チェック表を作成し、台帳への登載漏れを防ぐための体制を構築した。 (教育委員会) 職員に備品管理の基本的な考え方を再度周知するとともに、備品を廃棄する際に物品管理担当職員が立会い、確認を行った。今後は、財務規則に則した適切な備品管理制度を行っていく。 教育委員会では、県立学校等に対し、財務規則に則した「現品確認作業フロー」及び「物品調達システム処理事例」を示した通知を発出し、備品管理を徹底するよう指示した。 今後も、適切な事務処理が行われるよう指導していく。
<b>66 県立学校における管理すべき備品の登載について(意見事項 知事部局・教育委員会)</b> 県立学校における管理すべき備品については、県財務規則等により原則として50,000円以上の物品が該当するが、笛吹高等学校においては、令和元年末時点での備品原簿上3,440個の備品が存在しており、そのうち本来備品として登載する必要のない取得額が50,000円未満の「角(く)」備品が263個存在した。また、50,000円未満の備品は2,005個存在し、その数の多さが備品管理を煩雑にさせる要因と考えられる。効率的な管理の観点から備品の定義と備品原簿を照合し、管理すべき備品を再検証することを要望する。	(知事部局) 毎年行っている財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認についての通知を通じて、県立学校の備品の区分替えについて、財務規則に則り適正な処理が行われるよう、備品管理の重要性について、かねてより長じて物品管理に携わる者に対する意識の向上が図られるよう、改めて指導していく。 (教育委員会) 備品として台帳登載する必要のない物品について、消耗品に区分換えを行った。 今後は、財務規則に則した適切な備品管理制度を行っていく。 教育委員会では、県立学校等に対し、財務規則に則した「現品確認作業フロー」及び「物品調達システム処理事例」を示した通知を発出し、備品管理を徹底するよう指示した。 今後も、適切な事務処理が行われるよう指導していく。